

2015年11月13日

金融担当大臣
麻生 太郎 様

全国金融労働組合共闘会議
議長 浦上 義人

要 請 書

この間「金融ビッグバン」として進めてきた自由化のもと、銀行、証券、保険の垣根が撤廃され、業界内・外での再編が加速したことで、各業態ともに圧倒的な寡占化が進み、リスクの一部金融機関への集中、ガバナンスの低下などの問題も生じています。そして、業態の垣根を越えた過当競争のもとで社会公共性をないがしろにした利益優先の経営が広がったことから、金融の職場では顧客と従業員を犠牲にする状況が生まれています。

金融機関の各経営は、「顧客第一」、「お客様のために」として、商品・販売政策などを進めています。それにも増して、「収益力の強化」を最優先するなか、顧客囲い込みの競争を激化させており、数字や個人責任の追及を強めています。加えて、収益を求めるあまり要員や店舗の極端な削減をすすめていることから、職場では圧倒的な要員不足の中で日常業務を進めており、適切な顧客サービスを実践できない状況となっています。こうしたなか働く組合員からは、「消費者のために仕事をしたいのにそうならない」という声も多く出されています。こうした状況は、貴庁の行政方針とも乖離しており、私たち全国金融共闘は、金融各業態が持つ社会的役割を健全にはたせる金融として再生することが必要だと考えています。

また、こうした収益第一の経営姿勢のもとで生じる個人追求や人格否定などのパワハラ行為により従業員は心身ともに追い詰められ、精神疾患や期中退職者も増加しています。加えて、一方的な解雇・雇止め事件が後を絶たないことも含めて、社会的使命の強い金融機関としての経営姿勢に問題があるとも考えています。この点についても十分ご認識いただいた上で貴庁の役割発揮を求めます。

私たち全国金融共闘は、貴庁の監督指針をもとに、さらに職場の実態を直視した金融政策の運営を求めるとともに、日本経済の健全な発展に資する金融をめざす立場で、自由化・規制緩和路線の見直しと利用者保護、金融機関の法律遵守と適正な職場運営を求め、下記事項を要請します。

記

1. これまでの自由化・規制緩和路線を十分に批判・検証し、金融各業態が業務のすみわけなどによって、国民・利用者に対する社会的役割を果たせるようにすること。
2. 各金融機関がすすめる多様な商品販売について、説明義務及び適合性原則の遵守状況を調べ、信用失墜につながるノルマ的販売を行わないよう指導すること。
3. 武生信金における不正融資事件は、北陸財務局が15年前の2000年に把握していたことが明らかにされた。この不正融資の事実を内部告発しようとした職員への懲戒解雇処分は、そもそも北陸財務局が不正融資の実態を把握した時点で適切な対応をとっていれば、この職員が懲戒解雇を受けることがなかったことは明らかである。地位確認等を求めて裁判で争っているが、裁判任せではなく、また来年2月15日の福井信金との合併で、うやむやにするようなことがないよう直ちに、監督官庁である貴庁の責任において、懲戒解雇処分した職員二名を職場へ戻すよう指導すること。

以上